

平成 23 年度 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定評価委員会 第 2 回

開 催 日:平成 23 年 12 月 26 日(月)

開催時間:15:00～

場 所:市役所本庁 3階合同委員会室

事務局	皆さん、こんにちは。只今より、平成 23 年度 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定評価委員会を開会致します。大変お寒い中、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃は市政全般にわたりご協力、ご理解をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。 10 月に開催しました第 1 回の策定評価委員会で貴重なご意見をいただきました。本日は、その修正点を含め素案の内容をご検討いただきたいと思います。皆様方より忌憚ないご意見をいただきまして、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
事務局	本日、傍聴人が 1 名居ります。宜しくお願い致します。
委員長	それでは皆様こんにちは。いよいよ年末となりました。第 2 次大垣市障害福祉計画、第 3 期障害福祉計画をスタートさせるまで、3 ヶ月余りとなります。これまで、福祉課の皆様を始め、委員の皆様方、多くの皆様からご意見を取り入れましてこの素案が完成いたしました。素案の始めにありますように、障害のある方を始めとし、全ての市民が共に支えあいながら暮らせる町づくりを目指して本日の審議を進めてまいりたいと思います。どうか、新たな計画がよりよい計画としてスタートします様に、皆様の想いや考えをお聞かせいただきます様に宜しくお願いいたします。 それでは議事にうつります。
議 事	(1)第 2 次大垣市障害福祉計画及び第 3 期障害福祉計画素案について
委員長	ありがとうございました。只今、事務局よりご説明いただきました内容や、議題につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。 皆様、意見についてご検討中のようですので私から発言いたします。今回の計画で大きな目玉として、地域移行、就労移行支援、相談支援の拡充が出されています。3 期障害福祉計画で細かく数値目標等が設定されています。 P116 について質問です。上の表で、平成 17 年 10 月 1 日現在の数から、平成 26 年度末の利用を 84 人と、施設の入所者を 50 人減らしていくことが書かれています。その下にあります、地域生活移行者数が、41 人とありますが、50 人減らす中で、地域移行者が 9 人少ないことについてご説明をお願いします。

	それから P123 ですが、就労移行支援と、就労継続支援 A 型、B 型を増やしていくことになります。この就労移行支援ですが、平成 26 年度には、20 名の方が全員一般就労されるという見込みでしょうか。それとも、何パーセントか就労継続支援 A 型、B 型に移行する形としてこの数字でしょうか。ここは、実際のところ、景気や施策の動向で変わっていくことになります。見込みがあるのか、ある程度お教えいただきたいです。 最後に、P126 の相談支援についてです。平成 24 年度の 70 人は、新規の方が利用することになるということで、その後平成 25 年度から平成 26 年度には、300 人、700 人としています。 新規の 70 人であれば、現在の委託の相談や、若しくは今後、手を挙げていただける指定相談や一般相談で対応できると思います。相談員の方も、ある程度兼務で、行うこともできると思いますが、今後 300 人、700 人となった場合に、新たに専任で雇わないといろいろな問題が出てくると思います。また、精神の地域移行や地域定着に関して、圏域別の精神の相談関係を今後どのようにみていくのか。精神の病院等、相談支援を圏域別で行っておりますが、病院のある施設でグループホームやケアホームをつくっていただけることは出来ないと思います。大垣市としてどのように地域移行、地域定着を行っていくのかお考えがありましたら、お聞かせいただきたいです。
事務局	P116 ですが、削減見込という表現が少し良くないと思いますが、ここは国で示されている表現をそのまま使っております。地域生活移行者数の 41 人は既に事例がございますが、施設に入っていて、何とかグループホームやケアホームでやっていけそうな方、あるいは施設が近くにケアホームを建設していただいて、当事者が生活していけそうだと思われた場合に、ケアホームやグループホームへ移行していただく方の人数です。施設から、グループホームやケアホームへ移行する方の人数となります。 削減見込の 50 人ですが、現在施設入所されている方を計画だからと突然ご自宅に戻っていただくことはあまり現実的ではありません。 削減見込と移行人数の差ですが、入所者が 1 人退所されたあとに、今までであれば空きに入所された方の中にも、在宅サービスを利用していただくことで、在宅生活が可能な方がいるだろうということになります。 P123 ですが、就労移行支援や就労継続支援サービスがあります。就労移行支援は、利用者が一般企業へ就職や団体へ就職されるまでの間、さまざま訓練等を行うサービスとなります。就労継続支援 A 型は、事業所と当事者が契約を結び、今後将来的に一般企業へ勤めるかもしれませんが、作業訓練等を行います。就労継続支援 B 型は、障害が A

	型と比べ少し重い方となり、契約はなく、作業訓練等を行います。 就労移行支援は、平成 26 年度 20 人を目標値としています。この 20 人は、このサービスをご利用いただいて、一般就労、官公庁、団体等への就職も目標とします。ただし、現実的には障害者就労支援センターの方の専門員のご意見をお伺いすると机の上で考えているようにはいかないだろうということもあります。場合によっては、作業訓練ということもあると思いますが、目標として 20 人となります。 P126 ですが、平成 24 年度から計画相談支援が急激に伸びています。ご存知かもしれませんが、障害者自立支援法が改正されて、平成 24 年度から、特定相談事業所が出来ます。簡単にご説明いたしますと、当事者の方が過不足なくサービスをご利用いただけるように、必要なサービスを適切に利用支援していただけるように、介護保険の高齢者のケアマネジメントと同様に、専門員がつくことになります。数字が、大きく伸びていますが、大垣市では平成 26 年度に 700 人程度、障害福祉サービスの利用者がいることになります。平成 24 年度が、70 人となっておりますのは、新規に障害福祉サービスを利用される方を対象とし、平成 26 年には、障害福祉サービス利用者全ての方に利用いただくという国の方針を踏まえて 700 人となっております。平成 25 年度は中間年となりますので、300 人という数字とさせていただきました。おっしゃる通り、簡単な話ではございません。ケアマネジメントしていただく相談専門員、県の研修を受けていただく相談専門員が多く必要となることを意味しています。位置づけとして、相談専門員の養成は県の仕事とされていますが大垣市といたしましても、専門員の職場として可能性のある法人へ働きかけをしています。平成 24 年度から新制度が始まりますので、各法人へご協力、ご努力をお願いいたしまして専門員の確保をお願いしております。しかし、専門員が働くためには経営が必要です。平成 23 年 3 人とありますが、一ヶ月当たり 8,500 円が報酬単価となっております。単価は関係なく、やりますと言っているありがたいところもございますが、それは 1 法人だけです。その他の法人は、経営のため単価について確認をしてからというご回答をいただいています。それは当然のことだと思います。年明けの 1 月か、2 月に、国で障害者ケアマネジメント、特定相談支援の単価が発表されます。その単価が出てから、またお願いに伺いたいと思います。適切な単価を国に設定していただき、平成 24 年度から専門員が集まるように、市としても働きかけたいと思っています。以上です。
委員長	ありがとうございます。皆様より何かご意見ございましたらお願いします。
委員	相談員のケアマネジャーのような方は、各障害に対応していただい

	る様な専門的な研修をされるのですか。介護保険であれば、視覚障害や聴覚障害が考慮されていません。質問に応じて、いくつ該当するかという形です。そうすると、視覚障害や聴覚障害に特別に法人があるわけではないので、個人の生活環境によっても違いますし、同じ視覚障害でも視野狭窄などいろいろな問題がございます。そういうことも検討をしていただきたいと思います。
事務局	ありがとうございます。専門員の研修内容、細かいカリキュラムについては厚生労働省令で定められます。カリキュラムには、さまざまな障害の方の立場に立ったアセスメントが重要になってくると思います。 大垣市といたしましても、意見という形になりますが、国や県に要望したいと思います。
委員長	他にご意見ございますか。
委 員	前の会議でもお話いたしました、閉じこもりとなった障害者についてです。若しくは市役所に行きたいのに行けない状態となった方、そういった障害者に対する相談支援、ケアマネジメントについて、相談支援事業者に負担がかかってくると思います。そこについて考慮いただきたいと思います。
事務局	手帳をお持ちの障害者は多くいます。ご指摘のとおり、閉じこもっている当事者もいます。在宅訪問、最近では、アウトリーチと言われているのですが専門員による訪問活動を通して少しずつお話をさせていただいて、何が必要なのか見極めながら、訪問活動を繰り返すことによって適切なサービスを利用していただきたいと思います。今もそれを行っておりますので、今後とも強化したいと思います。
委 員	相談員の方の、専門的なグループ分けがあるのでしょうか。
事務局	県庁より具体的な種別などグループ分けはなく、いろいろな障害に対応できる専門員と聞いています。実際問題として、より専門性が必要とされる面が現場では出てくると思います。専門性を持った相談員も必要になると思います。大垣市としましては、幅広く対応しながら専門性のある事業所も必要だと思っておりますが、今現在県庁から聞いておりますのは全ての障害に対応した専門員ということになります。
委員長	今後、ケアマネジメントをしていくにあたり、大きな問題になっていくと思います。外に出られない方が、市役所に相談の電話を入れた時にどのように対応いただけるか重要です。相談事業所名をお伝えいただけるのは当然だと思いますが、それだけでも専門性など難しい面が出てくると思います。 特にお一人で生活されている方など、高齢者の方より細かいアウトリーチ、市役所も含めて訪問していただいて、より適切な相談支援事業所の利用に繋がる様にお願い出来ればと思います。他にご意見ござ

	いますか。
委 員	相談訪問ですが、メールやファックスなどの手段もご検討いただきたい。
事務局	ご指摘のとおり、様々な手法があるべきだと思います。最近ではメールの読み上げ装置もございます。相談内容について、メールで回答をすることも今後出てくると思います。いろんな技術、機器類が進歩していきますので、幅広く相談支援をさせていただければと思っています。
委 員	視覚障害者が外出される場合、ガイドヘルパーをつければ良いのですが、連絡したら即ヘルパーが来てくれるのか、社会参加のためにでられる場合に、いろいろな受付や、月に何度まで等、週に何回までなど、決まりがありますか。
事務局	最近では、同行援護と申しまして、視覚障害の方に対するガイドヘルパーを利用させていただく際は、障害者自立支援法に位置づけられるサービスですので市役所へ申請いただき審査会で決定が降りてから利用させていただいています。しかし場合によっては、待てないという事例もございます。サービスを利用いただいた後に償還払いという方法もございます。 各法人のご努力でヘルパーを集めていただいておりますので、今のところヘルパーが不足していて提供できないということはありません。しかし、今後継続していかなければなりませんので、お断りされることがないように継続的に各法人にお願いしていきたいと思います。
委 員	私は、当事者になります。昔、自立支援法がスタートしてガイドヘルパーを依頼した時に、宗教関連の行事が駄目だという事でした。広い意味では、葬儀も宗教関係の行事になります。 その他、視覚障害者が講義や講演する場合に交通費等、謝礼が出ます。その際、金銭を伴う移動は駄目だと言われました。 ガイドヘルパーで対応できない部分で、視覚障害者の場合、愛盲会、点訳ボランティアを利用していました。例えば、土日祭日に急遽利用をしたい場合、講演に出かける際にお願いしておりましたが、今後、その区分けについてどうなるでしょうか。
事務局	葬式に関しては、冠婚葬祭となりますので、原則として良いと思います。宗教関係、宗教的な色彩が強いものについては難しい場合もあります。
委 員	一度、葬式で使えなかったことがありました。
事務局	そこについては徹底するようにしたいと思います。それから、講演活動も原則では良いはずですが、講演を生業としている人が世の中にはいます。仕事については一部駄目な場合がございます。社会参加と

	しては、認められるべきものだと思います。
委 員	個人的なことになりますが、私がパソコンを使えます。視覚障害者の方に対して教える為に社協に依頼されて行った事がありました。その際に、金銭が関わるような、謝礼が出る場合には、ガイドは難しいと 10 年ぐらい前に言われました。私の本業は指圧やマッサージで、パソコン指導ではありません。たまたま依頼があっただけなのです。
事務局	例えば極端な話となりますが、一回の講演で 50 万いただいている方もいると思います。今のお話では、ご職業と判断されませんので、社会参加の一環で利用できると思います。
委員長	他にご意見ございますか。
委 員	先ほどの内容になりますが、買い物やカラオケ等で外出する場合は、なかなか来てくれとは言いつらいです。その場合 1 人で出かけられるので非常に危険です。危険をそのまま放置しておいてよいかということです。以前も事故がありました。心配して様子を見ていますが怖いです。声をかけなければ、横断歩道を渡ってしまいます。いちいちどこに行くから来てほしいと頼むことはないと思うのです。万一事故が起きた場合どこが責任をとるのかということです。地域が面倒を見るのが当たり前かどうかということですね。
委員長	同行援護サービスの利用の仕方ですが、ちょっとしたことで利用しにくいと思ってしまうということです。
事務局	今現在では障害者の方の一般相談支援事業、来年以降、特定相談支援事業所が入ります。どちらも専任の相談員がいて、ご本人の 1 日や 1 週間の暮らしをみながら、必要なサービスについて検討をします。ただ、サービスの利用を強制することは出来ません。しかし本人の安全が重要だと思いますので、専門員を中心に公的サービス、ボランティアで対応できる部分、言葉は失礼になりますが本人に自重していただく部分など現実的にいろいろ出てくるとと思います。そこを整理してマネジメントしていきたいと思います。
委 員	P41 のアンケートの課題です。市内の循環バスの運行や、障害者用駐車場の整備と確保、公共交通機関の運賃の補助などあります。この課題に対する進捗状況をお伺いしたいです。高齢者についても 80 歳でも運転しています。家族の方も心配して運転を控えるように言うのですが、やはり交通機関も発達していませんので外出には不便だから、家族の制止を振り切って乗っているようです。そういうことも踏まえて、進捗状況を伺いたいです。
事務局	P41 ですが、アンケート調査から見えてきた現状、課題となります。進捗状況ですが、公共交通機関の運賃の補助は、手帳所持者は、手帳を提示することで障害程度に応じた割引があります。それからガソリン代、タクシー助成、リフトタクシーの車椅子、ストレッチャー等の

	助成補助もごさいます。 ガソリン代は1月あたり1,000円、タクシーは、1回あたり560円の補助を年間24枚お渡ししています。これにつきまして、全ての障害者ではなく社会参加がしにくい方、重度の方々に対して助成しています。その他、駅や歩道のバリアフリーや障害者駐車場につきましては、第5章の施策であげています。バリアフリーについては都市施設の担当課、公共交通機関は公共交通機関の担当課で毎年整備を進めている状況です。
委 員	循環バスに関してはまだなかなか進まないでしょうか。
事務局	そうですね。
事務局	以前、ワンコインの循環バスを行いました。利用者がものすごく少なかったのです。それから、バス停については運輸省の許可がいるのです。いくつも認めてもらえません。そういった事情があります。実際に、運輸省の許可を貰い、路線を決めてその範囲の中でなど、規制があって使いにくい面がございました。高齢者や障害者も含めてワンコインバスや循環バスについては検討させていただきます。
委 員	病院では家まで送り迎えしてくれるところがあります。利用されている方が結構多いです。
事務局	あとは施設ですね。施設の送り迎えなどのサービスがあります。市内に循環バスをつくって、誰が乗るのかということ…。不特定多数に対する循環バスとなると、時間的なものもあり本数も難しいです。今、バス自体が大分減りましたからね。
委 員	私は田舎に住んでいます。バス停をつくっても、バス停まで行くのに交通量の多い交差点を2,3超えなければなりません。その上、音響信号も点字ブロックもなく、ちょっと怖いです。出かける時はタクシーばかりになります。 委員会の役員となると、会議に出かけることになりますので24枚のタクシー券ではちょっと足りません。もう少し増えると有難いと思います。
事務局	実際に足らないと、お聞きすることがございます。社会参加として、ガソリン代とタクシーチケットを選べる形にしています。どちらも年間ほぼ12,000円の助成額として枚数が決められています。
委員長	移動に対して課題があるというご意見でした。やはり社会参加の視点で、今後検討していただきたいと思いますので宜しくお願いいたします。
委 員	P99の学校施設のバリアフリー化の推進についてです。これについて本当に進むのでしょうか。エレベーターの有無で選択肢が変わります。 バリアフリーとユニバーサルデザインの町づくりということを、教

	育の場でもやっていただきたいです。
委員長	お話のとおりある程度バリアフリーが進めば、就学できる可能性がふえます。予算上の問題等もあり大変だと思いますが、この辺も強くお願いしたいと思います。また話が戻りますが、同行援護が個別給付になったことにより移動支援との使い勝手はいかがですか。個別給付では申請が必要となりますので給付に時間がかかります。
事務局	10 月から同行援護が始まりました。今まで類似事業として地域生活の場に移動支援がありました。いろいろな市町村の考え方があると思いますが、大垣市では同行援護が入ったから移動支援をなくすのではなく、平成 25 年度はわかりませんが、当面の間、移動支援と同行援護を並存させていこうと考えております。同行援護が始まったために、使えなくなった等の声は今のところ伺っていません。今後ともサービスが後退してはいけませんので、注意深くやらせていただきたいです。
委員長	他に何かございますか。
委 員	P45 災害時の要援護者台帳についてです。実際の登録状況はいかがですか。
事務局	3,000 名ぐらいは登録しています。周知されていると思っていたのですがアンケート結果では、知らなかったという結果が思ったより多かったです。 周知の仕方について再度検討をしなければならないと考えております。
委 員	地域とよく連携を保ち、いざとなったら地域の人が助けに行くことが求められています。
委 員	個人情報で、町内の自治会もなかなか把握しにくいのです。
委 員	緊急時にそんなこと言っていられません。
委 員	申請書類ですが、視覚障害者は記入できないので申請が遅れるということがあります。
事務局	大垣市も啓発等のお願いをしています。障害者団体、協議会に協力をお願いして、いろいろなことがあるたびに登録を推進しています。地区の高齢者の集まりなどでも、特に独居の方をお願いしたいということで協力をしていただいています。 個人情報の関係で扱いにくくなっている中、社会福祉協議会のネットワーク、自治会の単位で自主的にやっていただいています。そこに大垣市の要援護者台帳をくっつけて両方で見えています。 やはり自治会も申請されないと把握しにくいです。民生委員も申請がないと難しいということです。閉じこもりの方の場合、依頼しても書いてもらえません。今後、啓発等、民生委員さんにお話を伺いながら出来るだけ進めていきたいと思います。

	しかし、知らないという回答がここまで多いのは少し気になります。
委 員	どのようにお知らせしたのでしょうか。
事務局	広報やホームページ、窓口になります。
委 員	障害者団体が各地区にあります、名簿を持っているのではないのでしょうか。
委 員	身体障害者協会の会員名簿はあります。会員になっていないと、わかりません。
委 員	名簿のところへご案内に行っても良いのですか。
事務局	身体障害者協会の役員が民生委員と話し合うのは良いと思います。
委 員	民生委員は、現在法的に大臣の許可がおりていますが、守秘義務もありますがある程度はできます。しかし自治会までは入り込めず難しいです。協会に入っていない方もいるのです。
委 員	そうですね。入っていない方をどうするかということもあります。
委 員	現在障害者の方が 6,000 人ぐらいです。
事務局	あとは手帳交付時ですね。窓口でお願いするのですが、そのように地道にやらなければ急には難しいです。しかし、知らないというのは…窓口であれだけやっている、1 度更新に来ていれば聞いていると思います。
委 員	身体障害者協会では、総会のときにお話させていただいています。しかし文書を書くのが障害者の方々は、なかなか書けないというのがあります。
委 員	避難訓練などは、自治体の組織がしっかりしていれば出ているのです。うちの町内では車椅子の方に、この方にはいざとなったら 2 人つきなさいと訓練しています。各自治体の組織がきちんとしていれうまく行きます。 いざとなつて、あちこちに火がついたら個人情報なんて言っていられません。許可なんてとる暇はありません、早く助けなければなりません。
委 員	やはり、災害時は地域の方が助けなければなりません。
委 員	そうなのです。
委 員	災害時に行政をあてにはできません。
事務局	いざ災害が起きると健常者も被災者となります。障害と同じ状態になります。問題となるのは、アパートに住んでいる付き合いのない方に対して説明などしていかないといけません。地域の方の協力がなければ難しいと思っております。
委員長	要援護者台帳につきましては、今地道に進めているとお話がございましたが必要なことだと思います。気になったのは、登録する気がない人です。災害についてどれだけ意識しているのかということだと思います。

	います。どれだけ必要性を認識しているのかということにもなります。
委 員	第 5 章 P108 で成年後見制度の周知についてです。どこまで情報提供していただけるのか。仮に高齢になって裁判所に行けない場合、市としてどこまで支援いただけるのでしょうか。現状、市としてどのような対応をしていますか。 もう 1 点は、精神障害者の地域移行についてですが、ここ数年何度も“受け入れ条件が整えば”と聞いています。受け入れ条件とは、サービス提供だけでは駄目です。地域の理解やボランティアの存在があって始めて地域生活が成り立つと思います。ここに数字がありますが、絵に書いた餅の状態で進まないのではないかという疑問があります。自立支援法が始まってから、圏域を中心としていろいろな移行が進められてきたと思いますがどの程度の成果があるのかお伺いしたいです。
事務局	成年後見制度についてですが、家庭裁判所に申し出をすることになります。 現場の相談からのご報告としては、ご家族がお手続きをされる場合もありますが、相談内容には身寄りのない方や、ご家族にお手続きしていただけない方もいます。その場合、市役所の保健師や社会福祉士などの専門員や相談支援事業所の専門員が付き添って大垣市部の家庭裁判所に行きます。 裁判所の書記官等と話し合いをして、適切に成年後見制度を利用させていただくようお願いしています。説明のみの場合もありますし、付き添いすることも実際にあります。 それから精神障害者の地域移行ですが、ご指摘のとおり病院を退院されて在宅生活をするにあたり、障害の程度に関わらず、条件を整えることが必要です。障害者ケアマネジメントの一環にもなるわけですが、家にもどりの程度訪問サービスの利用、通院をどうするかなど、ケアカンファレンスと申しましてさまざまな専門の方が集まり話し合いをします。1 つ 1 つ課題をクリアすることを本人の同席の下進めています。事例は少ないですが、精神病院から退院される方、年間そんなに多くはいませんので数名になりますが、保健所、病院、市役所の専門職が入って相談支援させていただきます。 ご病状によりまた入院される方もいますが、本人が希望すれば在宅生活が継続できるように支援をしていますし、今後ともしていきたいと思います。
委 員	成年後見制度については、わからなかったら市役所に行けば良いですか。
事務局	はい。最終的には家庭裁判所で手続きが必要となりますが、市役所

	でもご説明しますし、家庭裁判所へ同行して説明させていただく場合もございます。
委 員	病院から退院後に、地域生活している方が実際にいるということですが、今後、サービス量として適当なものがあるのでしょうか。今も大垣病院にはグループホームがあります。ヘルパーも含めていろいろなものがありますが、ここに細かく出ていません。知的障害の方とあわせてしか出ていないですよ。どうなのでしょう。
事務局	障害別の細かいサービスの供給量ということでしょうか。
委 員	はい。特に精神の方です。地域移行のための必要なサービス量が十分であるといえるかどうかです。
事務局	在宅に帰っている場合、いろいろなケースがございますが、障害程度に応じて、いきなり在宅に帰るのではなく、ケアホームで過ごされてから戻る場合もあります。在宅生活を可能とするには、さまざまなサービスが必要となる場合が多いと思います。事例として、ヘルパーが行っていただいて支援するというケースも過去にございました。ご病状の変化にもございますが、医療サービスやヘルパーサービスを複合的に組み合わせていく必要がありますので、今現在は訪問系事業サービスのご努力もあり、サービスの供給状況は良いと思いますが、今後間違いなく必要な量が増えてくると思いますので今後とも、サービスが足らなくなる様なことはないように市としても各法人に積極的に働きかけしたいと思います。 しかし、経営という問題もありますので、新たな単価が発表された後にご説明にあがりたいと思います。
委員長	特に精神の方の、地域生活に関して親の高齢化という問題もあります。病状により波があるために区分が低くなるという問題もあります。様々な問題が出てくると思います。ケアホームやグループホームを増やすにも、地域にどう増やすのかという問題もあります。現時点ではとりあえず保っているということです。病院から退院される患者を増やせば増やすほど、問題が出てきます。今後とも皆様ご意見を踏まえてご検討いただきたいと思いますので宜しくお願いいたします。他にご意見ございますか。 皆様からいろいろな質問やご意見をいただきましたが、もう一つ、大きな柱としまして就労についてです。職業安定所の方から何かご意見ございましたらお願いします。
委 員	最近、身体障害者が増えています。以前に比べると、身体の方の就労が増えています。逆に、精神障害者の方々の就労は難しいです。
委員長	精神障害者については難しいということですね。
委 員	そうですね。
委員長	今、身体障害者の就労が増えているとお話がありましたが、数とし

	て随分増えているのでしょうか。
委 員	そうです。特別支援学校を卒業される方、就職しやすい方を企業で雇っていただいている動きがあります。労働が出来そうな方については、就職口がある方です。しかし精神障害の方は、障害者の就職が増えている状況の中でも雇用ということが難しいです。障害について言わないまま仕事を探されます。そういう難しさはあります。
委員長	障害の特性として、病歴を隠して就職するのはなかなか難しいということですね。今、精神の就労が非常に難しいということでしたが特別支援学校、特別支援学級を卒業される方はある程度把握しやすく、卒業時に進学や就職の支援が出来ます。特に今、発達障害で普通学級にいる方が多くいます。軽度の発達障害児の方についても、就労や進学の支援はどのようになっていますか。
委 員	発達障害は、普通の学校へ通い基本的には特別支援学校には就学されないのが基本です。中学校卒業後の就労は、今は殆ど無いといえますか0です。知的障害に関しては、特別支援学校の高等部への就学になります。 現状として特別支援学校は、3.8～4割が一般就労で、残りが福祉就労です。そのため発達障害に関しては非常に把握できない部分があります。B2として知的の登録をされる方は、そのことでの就労に…。あと1番見えにくいのが、通常高校へ進学された場合の就労について動向がつかめていません。
委 員	中学校では、特別支援学級にいる知的障害、情緒障害の子の多くは特別支援学校に進学します。発達障害の子は普通学級にいますので県立や私立の高等学校への進学が100%です。高等学校の中でも、私立や公立の高等学校の一部は、ご相談をしながら配慮を少ししていただける部分が出来てきていますが、私立や公立の高等学校には小中学校にあるような特別支援学級はございません。普通の教室の中、先生方が少し配慮をして下さいながら3年間過ごし就職、或いはさらに進学をしていくということになりますので、取り組みが始まったばかりだというように、感じております。
委員長	これからどうして行くかという事ですね。ありがとうございます。それでは、これで本日の議題を終了いたします。長時間に渡り、ご審議いただきましてありがとうございます。これにて、第2回の策定評価委員会を閉会致します。